

## システム障害発生時等における対応に係る基本方針について

平成 22 年 3 月 25 日  
株式会社日本商品清算機構

当方針は、当社清算システム、関係諸機関の決済関連システムや社会インフラに緊急事態が発生した場合、又は地震等の天災地変等が発生した場合などにおける当社の決済業務執行に関する基本的な方針を示したものです。当方針は、システム障害発生時等において可能な限り決済業務を継続するとともに、清算参加者のデフォルト及びシステムリスクの発生を防止し、また、臨時対応を行う場合には、当該対応の影響を最小限にとどめ、決済システム全体における混乱の発生を防止するとの考え方に基づいております。

システム障害発生時等における当社と清算参加者、指定市場開設者、決済銀行及びその他関係機関との間の連絡体制については、一斉 F A X、インターネット（当社 H P）のうち利用可能な状態のものを用いることと致します。

なお、当基本方針以外に、具体的なケースを想定したより詳細な緊急時対応につきましては、別途、必要に応じて定めることと致します。

### 1. 当社及び関係諸機関システムの障害時における対応

ケース	対 応	備 考	根拠規定
(1) 当社決済システムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社決済システムによって、決済銀行へ指示や充用有価証券の振替（決済）指図が行えない場合、代替手段も含め可能な限り通常どおり決済を継続する。</li> <li>当社が代替手段により振替（決済）指図を行う場合等において、やむを得ないと当社が判断した場合は、決済時限を変更する。</li> <li>代替手段や決済時限の変更等によっても振替(決済)指図を行えない又は清算参加者に対して必要な決済情報を提供できないと当社が判断した場合は、決済を繰り延べる。</li> <li>システムの復旧に日数を要することとなった場合は、未決済約定の累積によるリスクの状況を勘案し、債務引受けの停止を行うことがある。</li> <li>システム障害等の状況を勘案し、その他所要の対応を行う。</li> </ul>		業務方法書第 77 条、業務方法書運用要綱第 20 条
(2) 決済銀行システムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社が行う代替手段により、可能な限り、通常どおり決済銀行により決済を継続する。</li> <li>代替手段により決済を継続する場合等において、対処状況を勘案し、やむを得ないと当社が判断した場合は決済時限を変更する。</li> <li>代替手段や決済時限の変更等によっても決済を行うことができないと当社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>場勘定決済又は証拠金の現金による預託又は返戻が行えない場合がある。</li> </ul>	同上

ケース	対 応	備 考	根拠規定
	が判断した場合は、決済を繰り延べる。		
(3) 充用有価証券運用管理システムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム障害等の状況を勘案し、代替手段も含め可能な限り、通常どおり充用有価証券の預入及び返戻を行うが、やむを得ないと当社が判断した場合は、決済時限を変更又は決済を繰り延べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証拠金の有価証券の預託又は返戻が行えない場合がある。</li> </ul>	同上
(4) 指定市場開設者システムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買が成立した後、指定市場開設者と当社との間で清算データを系統的に授受できない場合は、代替手段を用いて、可能な限り、通常どおり決済を継続する。</li> <li>代替手段によっても情報の授受を行うことができず、決済ができないと当社が判断した場合は、決済時限を変更又は全部若しくは一部の決済を繰り延べる。</li> </ul>		同上

## 2. 大規模災害等における対応

ケース	対 応	備考	根拠規定
(1) 地震等天災地変が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社決済システム、清算参加者、指定市場開設者、決済銀行及びその他関係機関等のシステムに障害が発生したときは、その状況に応じて、上記1. の(1)~(4)の対応をとる。</li> </ul>		業務方法書 4、77、78 条、業務方法書運用要綱 第 20 条

以上